

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、0428 第 6 号および 0428 第 9 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和 4 年 5 月 1 日より適用

保医発 0428 第 6 号：適用範囲の拡大

改正後	改正前
<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) 略 (4)「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略) オ 甲状腺癌における RET 融合遺伝子検査 カ 甲状腺髄様癌における RET 遺伝子変異検査</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) 略 (4)「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～エ (略)</p>

保医発 0428 第 9 号：測定方法の追加

改正後	改正前
<p>カルプロテクチン（糞便） ア カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、<u>ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は LA 法により測定した場合に算定できる。ただし、～ 略</u> イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎については ELISA 法、FEIA 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は LA 法により、<u>クローン病については ELISA 法、FEIA 法又はイムノクロマト法により測定した場合に、～ 略</u></p>	<p>カルプロテクチン（糞便） ア カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法又は LA 法により測定した場合に算定できる。ただし、～ 略 イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎については ELISA 法、FEIA 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は LA 法により、クローン病については FEIA 法により測定した場合に、～ 略</p>

改正後	改正前
<p>抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)</p> <p>抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) は、ELISA 法、CLEIA 法、<u>ラテックス免疫比濁法又は FIA 法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。</p> <p>インターロイキン-6 (IL-6)</p> <p>インターロイキン-6 (IL-6) は、全身性炎症反応症候群の患者 (疑われる患者を含む。) の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、<u>ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法</u>により測定した場合に、～ 略</p>	<p>抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)</p> <p>抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) は、ELISA 法、CLEIA 法又はラテックス免疫比濁法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。</p> <p>インターロイキン-6 (IL-6)</p> <p>インターロイキン-6 (IL-6) は、全身性炎症反応症候群の患者 (疑われる患者を含む。) の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、ECLIA 法又は CLIA 法により測定した場合に、～ 略</p>